

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q12 取締役が取締役会に遅刻した場合の審議・決議のやり直し

Q 取締役が、交通事情等により、予定されていた取締役会の開会時刻に遅刻した場合、取締役会議長は、当該取締役が加わった後に審議・決議のやり直しをすることができるでしょうか。また、そうすべき場合がありますか。

A

取締役会議長は、取締役会の議事進行上の裁量により、遅刻した取締役のために審議・決議をやり直すことができます。また、より慎重な審議を行うこと等を理由に、当該取締役が加わった後に審議・決議をやり直すべき場合もあります。

解説

1 問題の所在

多くの会社では、取締役会の議事進行は、取締役会規程等の手続に従つて選定された取締役会議長（以下、単に「議長」といいます）が、その裁量によって行います。もっとも、議長を含む取締役は会社との委任関係に基づいて善管注意義務を負っているため（会社法 330 条、民法 644 条）、裁量にも限界があります。すなわち、議長は、会社の利益のため、慎重かつ円滑に取締役会の議事を進行すべき善管注意義務を負っていると解されるところ、取締役が電車の遅延等の交通事情等によって遅刻し、取締役会の議事がある程度進められたところで到着した場合、それまでに出席取締役の間で行われた審議や、定足数を満たしてなされた決議をやり直すことができるか、また、そうすべきかが問題となります。

2 取締役の遅刻が見込まれる場合の議事の進め方

取締役会の決議は、原則として議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされています（会社法 369 条 1 項）。そのため、この決議要件を満たした採決が行われる限り、取締役会の閉会を待たず、採決があった時点で決議内容が確定します。よって、適法に確定した決議を、遅刻した取締役の到着後に取り消す必要はありません。

もっとも、取締役会は会社の業務執行を決定する機関である以上（会社

法 362 条 2 項、399 条の 13 第 1 項、416 条 1 項)、会社に対して善管注意義務を負っている取締役としては、取締役会でより慎重な審議を経て議案を決議することが望ましいでしょう。

そのため、議長は、取締役の遅刻が見込まれるときは、報告事項があればそれらを審議事項に先立って議題としたり、重要な審議事項を後回しにしたりするなど、取締役の遅刻の影響が生じにくい議事の進め方を検討すべきです。

さらに、遅刻した取締役が到着した後は、議長は、当該取締役に対してそれまでの審議経過を説明し、意見があれば発言するように促すことも必要です。そして、取締役会の議題・議案は当日に上程することも可能であることからすると、すでに決議された議案であっても、遅刻した取締役が改めて会議に加わることにより審議が充実し、異なる結論が出ることもありうると議長が判断した場合は、全取締役の同意を得た上で決議をいったん取り消して新たに審議し、決議を行うことも許容されます。

また、遅刻した取締役も、当然に会社に対する善管注意義務を負う立場ですから、できるだけ審議・決議に加わるべきです。そのため、遅刻した取締役は、議題・議案の内容によって、自身を交えて審議・決議をすることが会社や株主にとって利益になると判断できる場合は、議長に対して追加審議や決議のやり直しを要求することが可能な場合もあるでしょう。

〔参考資料〕

- ・ 落合誠一編『会社法コンメンタール第 8 卷 機関(2)』(商事法務、2009) 286 頁～291 頁
- ・ 江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』(有斐閣、2024) 439 頁～441 頁
- ・ 東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン〔第 2 版〕』(商事法務、2016) 368 頁～370 頁
- ・ 中村直人編著『取締役・執行役ハンドブック〔第 3 版〕』(商事法務、2021) 82 頁